

高齢者元気支援事業動画制作委託業務に係る質問事項について

(令和2年7月27日現在)

質問項目	回答
① 一部の業務を他の業者に委託することは、共同事業体に当たるのか。	一部の業務を第三者に委託することは、再委託に当たり、共同事業体には当たらない。再委託については、契約書に従い行ってもらうことは可能である。 <共同事業体の定義> 技術力等を結集することにより事業の安定的実施を確保する場合等、事業の規模、性格等に照らし、共同による実施が必要と認められる場合に事業ごとに結成する事業体 ※ 共同事業体とは、応募資格の要件を満たす団体による2者以上の共同事業体とする。
② 文化芸術家を活用するとあるが、どこかの団体に所属している者でないといけない等、文化芸術家の定義はあるか。	文化芸術家の定義はなく、文化・芸術活動に携わっている者であればよい。
③ データについては1種類ごとに出来上がったものから納品するとのことだが、DVDについてはどのように納品したらよいか。	DVDについては、すべての動画が揃ってから納品してもらえばよい。
④ DVDの使用目的及び配布先について教えていただきたい。	使用目的について、基本はインターネット配信での動画の提供を想定しているが、インターネット環境が整っていない施設等に配布し、動画を活用していただくために作成するものである。 配布先については、上記により希望のあった高齢者施設や市町村役場に配布することとしている。
⑤ 多種類で時間が長くなった場合、DVDが2枚になってもよいか。	2枚になることは構わないが、500枚ずつ納品してもらうことになる。
⑥ この事業の対象である高齢者は何歳からを対象としているのか。	基本的には65歳以上を対象としているが、当然、65歳未満の方の活用も可能である。
⑦ 企画提案時は、出演していただく文化芸術家の方に本契約まで行っていいのか。	企画提案により、1件の応募者を業務委託先として選定するため、企画提案時にはいずれの応募者が業務委託先となるかは分からない状況であり、愛知県からは出演者の調整方法は示すことができない。 文化芸術家の方との交渉については、以上の点も踏まえた上で、応募者の方で調整していただきたい。
⑧ 本動画を別の媒体により周知することは可能か。	本事業については、愛知県において記者発表を行う予定である。 独自に周知する等の取組については、企画提案書の「その他独自提案」により記載していただきたい。
⑨ WEBサイトでの動画の配信は契約期間の令和3年3月31日までなのか。その後も行うのか。	制作された動画の著作権等については、愛知県にすべて帰属するので、契約期間である3月31日以降も動画の配信は行うこととなる。
⑩ 高価なものや入手しがたいものを使用するのではなくとあるが、例えば、習字の筆くらいまでならよいか高価なもの等の基準はあるのか。	身近にあるもの等で実施できる内容であるかを含め、どのように高齢者に配慮がなされているかについても、審査を行う上での選定する基準となる項目であることから、愛知県からは高価なもの等の基準を示すことはできない。
⑪ 5種類以上実施とあるが、例えば、習字のみで5種類実施することも可能か。	習字のみであっても違う種類と言うことができる内容であれば可能であるが、基本的には異なる内容で5種類以上実施してもらうことを想定している。
⑫ 第2次選考の日程はいつか。	正式には第一次選考結果通知と合わせてお知らせするが、8月31日(月)の午後を予定している。

	質問項目	回答
⑬	YouTubeのアカウントは愛知県で取得しているのか。	取得している。
⑭	企画提案書作成要領（別紙1）には経費見積書は消費税抜きの金額で記載となっており、経費見積書（様式5）には見積金額が税込みとなっているが、どちらで記載すればよいのか。	経費見積書（様式5）の税込みが誤植であるので、見積金額は消費税及び地方消費税抜きの金額で記載していただきたい。 正しい経費見積書（様式5）の様式についてはホームページに再度掲載したので、こちらを使用していただきたい。
⑮	動画は「あいち地域包括ケアポータルサイト」内にページを作成し、アップするのか。それとも別でページを作成してアップし、「あいち地域包括ケアポータルサイト」からリンクを貼るのか。	動画については、愛知県ホームページ内の「愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト」－「県民の皆様へ」－「高齢者の皆様へ」に掲載する。また、「あいち地域包括ケアポータルサイト」からもリンクを貼る予定である。
⑯	動画を掲載するホームページのデザイン、作成費は受託費に含めるのか。	動画は愛知県のホームページに掲載するため、動画を掲載するためのホームページのデザイン及びホームページ作成費については不要である。
⑰	動画は出来上がり都度アップすることだが、1本目は最低でもいつまでに完成させなければならないか。	本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、現在居宅等で過ごす時間が長くなっている高齢者の生活の質の向上や健康の維持等に役立てる目的であることから、具体的な期限はないが、速やかな制作を求めているものである。 そのため、企画提案書にも動画ごとの完成時期が分かるよう示してもらおう等、速やかな動画の制作を選定基準としている。
⑱	業務実施体制について、業務副担当者欄が①②と2名あるが、2名必要か。	当該委託業務に従事する関係者について記載することとしており、業務副担当者については、1名のみ場合は1名記載してもらえばよい。
⑲	文化芸術家の実技を伴う動画でなくてはならないのか。	基本仕様書に定めるとおり、愛知県在住、愛知県出身等愛知県にゆかりのある文化芸術家をナレーション、実演等で活用してもらおう内容により制作することとしている。
⑳	撮影場所は自宅や高齢者施設等で行う必要があるか。	撮影場所については、基本仕様書に示す制作内容が網羅されていれば、自宅や高齢者施設で行う必要はありません。